

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成24年9月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 災害廃棄物（太平洋セメント処理（セメント資源化））処分業務 2,400トン
- 2 契約に関する事務を担当する課、室等の名称及び所在地 岩手県環境生活部廃棄物特別対策室 岩手県盛岡市内丸10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年8月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 太平洋セメント株式会社 東京都港区台場二丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 塩素含有量1,000ppm以下の木くず 1トン当たり22,050円
 - (2) 塩素含有量1,000ppmを超え1,500ppm以下の木くず 1トン当たり22,312円
 - (3) 塩素含有量1,500ppmを超え2,000ppm以下の木くず 1トン当たり22,575円
- 6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に該当